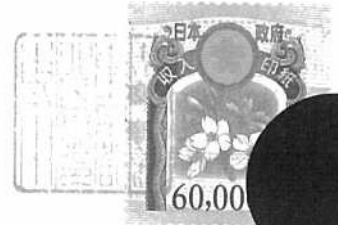


設計委託契約書



(契約番号：令和 4年度 第1011-0号)

1. 件 名 特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修実施設計業務
委託

2. 履行場所 総務部営繕課指定場所

3. 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	5	7	5	1	1	3	0	0

(うち消費税額¥5,228,300)

4. 履行期限 令和 5年 4月 28日

5. 契約保証金 納付 ☐ 免除 ☒

6. 契約確定日 令和 4年 5月 18日



発注者 住所又は所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号

商号又は名称 東京都北区

代表者名又は氏名 東京都北区長

花川 與惣太 印

受注者 住所又は所在地

商号又は名称

東京都北区滝野川7丁目2番14号

株式会社 平安設計

代表取締役 伊藤 敦史

代表者名又は氏名

印

本契約の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

5/18 鈴木

発注者と受注者との間において、下記の条項により委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の仕様書及び図面等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、委託期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 発注者は、その意図とする成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 受注者は、個人情報の保護に関し、発注者が定める個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項を遵守しなければならない。
- 10 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、この契約書のほかの規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後速やかに設計図書に基づき業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認められるときは、速やかに前項の業務工程表を、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により委託期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めたときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求のあった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著者物の譲渡等)

- 第5条 受注者は、成果物（第36条第1項の規定により準用される第29条に規定する指定部分に係る成果物及び第36条第2項の規定により準用される第29条に規定する引渡し部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した名前を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用し、複製し、又は第1条第8項及び第9項にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することが

できる。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部を一括し、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したいときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権利とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の代理人に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(管理技術者)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条2項の決定及び通知並びにこの契約解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第10条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第11条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第12条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第13条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第6条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意に又は過失により貸与品等が損傷し、若しくは紛失し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を収め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面及び仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤りや脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が発注者と受注者との間において確認された場合は、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の内容変更を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責に帰することができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めたときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第20条 受注者は、設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、委託期間又は契約金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第21条 受注者は、自己の責に帰することができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に委託期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による委託期間の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により委託期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる委託期間に満たない委託期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

第23条 委託期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更等)

第24条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 前2項の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第26条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第28条 発注者は、第7条、第16条から第20条まで、第22条、第25条、第26条、第31条又は第37条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(検査及び引渡し)

第29条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第30条 受注者は、前条第2項（前条第5項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 発注者は、第2項又は第3項の約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し支払金額に対し、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8号第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(引渡し前における成果物の使用)

第31条 発注者は、第29条第3項若しくは第4項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前におい

ても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者の費用が増加し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第32条 発注者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の委託期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、5千万円を限度とし、受注者の書面に基づく請求により、契約金額の30パーセントを超えない範囲内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払う。

- 2 受注者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（発注者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を発注者に提出した上で前払金の請求をしなければならない。
- 3 発注者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。ただし、債務負担行為に係る契約について、この契約を締結した会計年度に前払金の全部又はその一部を支払うことができない場合は、翌会計年度において支払うものとする。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

第33条 発注者は、前条第1項の規定により前払金をした後、設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額の不適当と認められるに至ったときは、発注者の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

- 2 受注者は、前項の規定により、発注者が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。
- 3 受注者は、発注者から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、発注者が指定する日までに返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

(保証契約の変更)

第34条 受注者は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、前条第2項の規定により、前払金の追加を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出した上で、請求しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第35条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

- 2 受注者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

(部分引渡し)

第36条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第29条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは、「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第30条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物一部が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第29条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第30条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項において準用する第30条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する契約金額」及び第2号中「引渡部分に相応する契約金額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る代価

指定部分に相応する契約金額×(1－前払金の額／契約金額)

- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る代価
引渡部分に相応する契約金額×(1-前払金の額/契約金額)

(前払金等の不払に対する業務中止)

第37条 受注者は、発注者が第32条又は第36条第1項若しくは第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止しすることができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者の費用が増加し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第38条 発注者は、引き渡された成果物が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の規定による履行の追完の請求は、第29条第3項又は第4項(第36条第1項又は第2項において、これらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、前項の契約の不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、受注者の責任について、民法の定めるところとする。
- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 6 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担でこれを修補することができる。なお、このために受注者に損害が生じて、発注者は、その賠償の責めを負わない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第39条 受注者の責に帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、発注者は、遅延違約金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額から第36条の規定による部分引渡しに係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、民法(明治二十九年法律第八十九号)第404条に定める法定利率の割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額(100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てる。)とする。この場合において、検査に合格した履行部分(他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと発注者が認める履行部分を含む。)があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

(発注者の催告による解除権)

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎてても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務が完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第38条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第40条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのみに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第43条又は第43条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法7条の2（同法8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第41条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1相当額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第40条及び第40条の2の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第43条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第19条の規定による業務の中止期間が委託期間の10分の5（委託期間の10分の5が180日を超えたときは、180日）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後90日を経過しても、その中止が解除されないとき。
- (3) 発注者が契約に違反したために契約の履行が不可能となったとき。

3 前項第2号の場合において、日数の計算は、第1条第2項の規定を準用する。

4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

5 第30条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。

（解除等に伴う措置）

第44条 発注者は、契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、受注者が既に業務を完了した部分（第36条の規定による部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該引渡しを受ける既履行部分に相応する契約代金（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。

- 2 前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 受注者は、契約が解除された場合等において、第32条の規定による前払金があったときは、受注者は、第40条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ第1項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前項の既履行部分代金から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、第40条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の利息を付した額を、第42条及び第43条の規定による解除にあつては、当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意または過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 前項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第40条及び第40条の2又は第41条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第42条又は第43条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第44条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 成果物に契約不適合があるとき。
- (2) 第40条又は第40条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（賠償の予定）

第45条 受注者は、第40条の2第1項第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第40条の2第1項第11号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相 殺）

第46条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（補 則）

第47条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

東京都北区における契約に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 東京都北区をいう。
- (2) 受注者 東京都北区との契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの。
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 不当要求行為等
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせるもの
- (6) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されてないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするか問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (3) この契約に関して受注者の下請業者又は工事関係業者がある場合、受注者は、下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、発注者は状況に応じて契約解除、入札参加除外措置又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者又は工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。
 - 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

設計説明書

1. 委託件名	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修実施設計業務委託
2. 委託場所	総務部営繕課指定場所
3. 委託期間	契約確定日の翌日から 令和5年4月28日まで
4. 委託対象	施設名称 : 特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘 住 所 : 東京都北区中十条4-16-32 構造・規模: 本棟 鉄筋コンクリート造、地下1階地上5階塔屋1階建て 延べ面積 9,109.32㎡ 別棟 (倉庫・駐輪場・ゴミ置場) 鉄筋コンクリート造 地上1階建て 延べ面積 112.68㎡ 敷地面積 : 6,287.04㎡
5. 委託概要	(1) 改修実施設計 改修概要 ・建築工事: (外部)外構改修・外壁改修・外部建具改修・屋上防水改修 (内部)間仕切りの変更・床・壁・天井・建具・水廻りの改修 改修及び別棟(防災備蓄倉庫30㎡程度)増築に伴う関係法令上必要な設計業務 ・電気設備工事: 改修及び別棟(防災備蓄倉庫30㎡程度)増築に伴う電気設備及び関係法令上必要な設計業務 太陽光発電設備の新設(構造検討を含む) ・機械設備工事: 改修及び別棟(防災備蓄倉庫30㎡程度)増築に伴う給排水衛生設備・空気調和設備及び関係法令上必要な設計業務 ・昇降機設備工事: 既存昇降機4基及び小荷物昇降機1基の撤去及び新設(構造検討を含む) その他、省エネ、創エネの観点からZEBに倣った設計を行う。(認証は取得しない) (2) 改修方法の検討 ・改修後の利便性及び将来計画、また施工上の難易度などを考慮のうえ施工方法の検討をする。 (3) その他 ・現況調査(建築・設備についての敷地調査・照合、既設排水管の調査等) ・アスベスト分析調査 ・外壁タイルの打診調査及び結果報告書の作成

別途関連委託	・その他詳細は仕様書、特記事項等による 別途関連委託なし
6. 入 札	この委託の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
7. 支 払 い	(1) 本委託は、前金払の対象である。
8. 本書の取扱	本説明書は、契約事項として取り扱い、契約書に綴じることとする。
9. 業 務 上 の 留 意 事 項	(1) 設計の方針 特別養護老人ホームの大規模改修設計となる為、施設利用者が使用しやすい設えを検討し、設計を進める。 (2) 作業の進め方 ・設計に先立ち事前調査を行い、設計範囲について確認すること。 ・現況調査に基づき、要求条件を満足する設計図書を作成すること。 ・受注者は区担当者と十分な打ち合わせを行い、その指示に従って設計を進めること。また、必要に応じて定例会を開催すること。 ・設計対象物のあじさい荘は運営中のため、現地調査等は運営に支障が無いよう十分に調整を行うこと。 ・仮設計画等、周囲の安全に十分配慮した計画を検討すること。 ・必要に応じて関係諸官庁との協議を行うこと。 ・北区の関係条例・要綱等に基づいた検討、調査を行い設計に反映させること。 ・既存施設の現況調査を行い、計画通知所管部署と協議すること。 ・概算工事費（次年度予算要求用）及び工事費概算書（最終成果物）の作成は市場単価を調査し、その結果を反映した内訳書とする。また、概算工事費は、令和 4 年 8 月初旬までに提出すること。 (3) 計画上の注意点 ・エレベーター設置の可否について検討報告書の作成業務があるが、検討に伴い関係諸官庁との協議を行うこと。 ・昇降路内の調査は、エレベーター保守点検業者の立会いの上行うこと。 なお、保守点検業者との立会い費は、受注者負担とする。
10. 貸 与 資 料	本業務の委託にあたり、受注者の申し出により、北区総務部営繕課より以下の関係資料を貸与する。 ・ H10 計画通知書（紙） ・ H10 建物竣工図（紙）、各改修工事竣工図（紙） ・ H10 構造計算書 ・ H10 設備計算書

11. そ の 他

(1) 第三者に対する対応

本委託の調査中、常に言動・服装・仕草等に注意し、関係人及び第三者に不快感・嫌悪感等を与えないように細心の注意を払うこと。

損傷、汚染等の恐れがある場合には、養生等適切な対応を行うこと、なお万が一、第三者に損傷を与えた場合には、受注者の責任に於いて、迅速かつ丁寧に対応すること。

(2) 新型コロナウイルス対策

本委託は、業務の実情に応じて最新の「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に準じ、感染拡大防止に努めること。

(3) 入札前調査

設計対象である清水坂あじさい荘は、現在利用中のため入札前の現地調査及び見学等はできない。

12. 質 問 回 答

質問回答は、電子メールにより質問を行い、FAXにより回答を行う。

(1) 質問受付日時

令和4年4月22日（金）～

令和4年4月26日（火）正午まで

(2) 質問受付担当部署及びメールアドレス

北区総務部契約管財課 質問受付電子メールアドレス

keiyaku@city.kita.lg.jp

（注意：「lg」は「エルg(ジー)」）

(3) 質問方法

質問は、上記の日時とメールアドレスに、原則として質問書（指定様式・エクセルファイル）が添付された電子メールにて受け付ける。

なお、電子メール本文を補完するものとして、図表などを用いる場合は、4MB以内のファイル添付は可とする。

質問者は各社1名とし、質問は1回のみとする。

メールの件名は『【質問】特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修実施設計業務委託：株式会社△△事務所』とし、本文の下部には、社名、組織名（所属）、質問者氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを明記すること。

区が質問を受信した場合は、質問を受領した旨のメールを質問者に送信する。

注) 質問に際して、システムトラブルや通信障害等が発生している場合は、質問受付時間内に必ず区質問回答担当部署へ連絡すること。

(4) 回答日時

令和4年4月28日（木）午後3：00まで

(5) 回答方法

質問に対する回答は、上記の日時までに、区質問回答担当部署より質問回答書のFAX送信により行う。

なお、質問回答は、各社質問があった事項のみ、各社それぞれに回答する。ただし、見積に重大な影響を与える事項がある場合については、全社宛に質問回答を行う。

質問者が質問回答書を受信した場合は、直ちに受領した旨のメールを区質問回答担当部署へ送信すること。

(6) 質問回答担当部署

北区総務部契約管財課 契約係

TEL (03) 3908-8695

(7) その他

契約する業者の質問回答書は、契約事項として取り扱い、契約書に綴じることとする。

質問回答書

3北総営第1014号-2

令和4年5月10日

入札参加業者 様

東京都北区長
(公印省略)

件名	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修実施設計業務委託	
質問番号	質問事項	回答
1	改修実施設計業務委託仕様書 3.2改修実施設計業務の内容 ア 設計図の原図の項目において、建築構造設計図が該当していません。委託概要には防災備蓄倉庫(30㎡程度)の設計業務が含まれますが、同設計の成果品として、構造図及び構造計算書は不要と考えて宜しいでしょうか。(構造計算書については、別表1の構造計算書において昇降機改修及び太陽光発電設備設置に関する検討報告書との記載あり)	<全社回答> 増築する防災備蓄倉庫は鉄筋コンクリート造を想定している為、構造図、構造計算書は必要となります。

改修実施設計業務委託仕様書

北区 営繕課

目 次

第1章 設計業務の概要	- 1 -
1.1 仕様書の適用	- 1 -
1.2 建築基準法に基づく計画通知の要否	- 2 -
1.3 管理技術者の資格要件	- 2 -
第2章 総則	- 2 -
2.1 業務内容の疑義	- 2 -
2.2 管理技術者等	- 2 -
2.3 関係官公署への手続き等	- 2 -
2.4 不当介入に対する通報報告	- 2 -
第3章 設計業務の実施	- 2 -
3.1 設計業務の着手	- 2 -
3.2 改修実施設計業務の内容	- 3 -
3.3 設計業務実施計画書	- 6 -
3.4 設計業務工程表	- 6 -
3.5 現場実態の把握	- 6 -
3.6 プロポーザル方式により設計業務を受注した場合の業務履行体制	- 6 -
3.7 業務の処理	- 6 -
3.8 設計業務の成果物	- 7 -
3.9 成果物等及び提出部数	- 7 -
3.10 検査	- 7 -
3.11 守秘義務	- 7 -
3.12 秘密の保持等	- 8 -
別表1 設計業務の成果物等及び提出部数（その1）	- 9 -
別表1 設計業務の成果物等及び提出部数（その2）	- 10 -
別表2 図面内訳（標準）	- 11 -
別記 計画通知等申請図書を作成及び手続きの協力	- 14 -
別記 既設排水管の調査	- 15 -

第1章 設計業務の概要

1.1 仕様書の適用

改修実施設計業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)は、北区が施行する標記設計業務の委託に適用する。仕様書で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。

1.1.1 件名

特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修実施設計業務委託

1.1.2 委託場所

総務部営繕課指定場所

1.1.3 委託期間

契約確定日の翌日から令和5年4月28日まで

1.1.4 委託業務内容

- (1) 敷地面積 6,287.04 m²
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造
- (3) 規模 (本棟)地上5階地下1階塔屋1階建て 延べ面積 9,109.32 m²
(別棟:倉庫・駐輪場・ゴミ置場) 地上1階建て 延べ面積 112.68 m²
- (4) 設計対象建物 名称 特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘
住所 東京都北区中十条4-16-32
- (5) 改修概要
建築工事:(外部)外構改修・外壁改修・外部建具改修・屋上防水改修
(内部)間仕切りの変更・床・壁・天井・建具・水廻りの改修
改修及び別棟(防災備蓄倉庫 30 m²程度)増築に伴う関係法令上必要な設計業務
電気設備工事:改修及び別棟(防災備蓄倉庫 30 m²程度)増築に伴う電気設備等及び関係法令上必要な設計業務、太陽光発電設備の新設(構造検討を含む)
機械設備工事:改修及び別棟(防災備蓄倉庫 30 m²程度)増築に伴う給排水衛生設備・空気調和設備及び関係法令上必要な設計業務
昇降機設備工事:既存昇降機4基及び小荷物昇降機1基の撤去及び新設(構造検討を含む)
その他、省エネ、創エネの観点からZEBに做った設計を行う。(認証は取得しない)
既存図面の有無 ■紙図面あり ■CADデータあり □既存図面なし
積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書 □あり ■なし
事業を継続させながら行う工事 □対象 ■非対象
発電設備 ■あり □なし
空調設備 ■あり □なし
昇降機設備 ■あり □なし
簡易な外壁等改修工事 □あり ■なし
解体・グラウンド整備等工事 ■あり □なし
- (6) 建築物の類型 福祉・厚生施設
- (7) 予定工事費(税別) 238,700 万円程度
- (8) 予定工期 令和5年10月 から 令和6年12月 まで

1.2 建築基準法に基づく計画通知の要否

- 計画通知(建築物)必要(別記による)
代表となる設計者(■受注者 □工事主管課長)
計画通知の申請予定日 令和 5 年 3 月 予定
- 計画通知(建築物)不要

1.3 管理技術者の資格要件

- 次の資格要件を有する管理技術者とする。
- 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士
- 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による構造設計一級建築士
- 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による二級建築士
- ※ ■印が複数付いた場合、いずれの資格でよいものとする。
- その他
-

第 2 章 総則

2.1 業務内容の疑義

受注者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員(発注者が監督員として、受注者に通知した北区職員)と協議し、その指示に従わねばならない。

2.2 管理技術者等

- (1) 受注者は、代理人、管理技術者及び担当技術者を定め、発注者に通知しなければならない。
- (2) 代理人と管理技術者は兼ねることが出来る。
- (3) 受注者又は管理技術者は、監督員の指示により、関連する他の設計業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力しつつ、設計業務を実施しなければならない。

2.3 関係官公署への手続き等

- (1) 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公署等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、設計業務を実施するため、関係官公署等に対する手続きが必要な場合は、速やかにこれを行わなければならない。
- (2) 受注者は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)等の法令に基づく申請が必要な場合は、申請に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、また、その申請及び受領に立会わなければならない。
- (3) 受注者は、関係官公署等との打合せを行った場合は、その内容について、書面(打合せ記録簿)に記録し、監督員に報告しなければならない。

2.4 不当介入に対する通報報告

本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再受注者が暴力団から不当介入を受けた場合を含む。)は、「東京都北区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成 23 年 3 月 3 日付 22 北総契第 1894 号)に基づき、監督員への報告及び警視庁所轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする事。

第 3 章 設計業務の実施

3.1 設計業務の着手

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに設計業務に着手しなければならない。
- (2) 受注者は、設計業務の着手にあたり、契約書、仕様書、特記事項、設計説明書等の内容を十分に把握しなければならない。
- (3) 受注者は、設計業務の着手時に監督員の指示を受け、次に掲げる事項についてその内容を十分に把

握しなければならない。

- ア 施設の整備目的
- イ 設計条件
- ウ 仕様書及び適用基準等
- エ 設計対象概算工事費
- オ 設計業務の内容
- カ 意匠、構造、積算、電気設備及び機械設備等の各業務(以下「各業務」という。)の区分
- キ その他監督員の指示する事項

(4) 受注者は、着手時に発注者が指定した様式により、関係書類を延滞なく監督員に提出しなければならない。

- ア 着手届(委託工程表共)
- イ 代理人及び管理技術者通知書
- ウ 管理技術者、担当技術者及び協力事務所届

3.2 改修実施設計業務の内容

改修実施設計業務(以下「設計業務」という。)の内容は、下表に掲げる業務内容に基づき、アからエまでとする。

また、設計成果物は、別表 1 のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表 2 の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

項 目		業務内容
(1) 要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生ずる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、実施設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 計画通知に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合わせを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計の方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報(工法、工期、仮設計画、工事監理の方法、施工管理の方法等)を具体的かつ詳細に表現する。
	② 計画通知申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知申請図書を作成する。

(5) 概算工事費及び工事費概算書の検討	監督員の指示する各工事発注時期を踏まえ、当該実施設計図書に基づき、各工事に通常要する費用について、概算工事費を積算する。 実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく各工種の工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。 概算工事費及び工事費概算書の作成は受注者により単価を設定すること。
(6) 実施設計内容の監督員への説明等	実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

アからエまでに掲げるもののうち、必要な項目は■とする。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 業務実施計画書
- 設計図の原図(A1版 電子データを出力したもの1部)
 - 建築意匠設計図
 - 建築構造設計図
 - 仮設計画図
 - 工事工程表
 - 新築・改築・増築における工事予定工程表の作成に当たっては、(一社)日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムに基づき作成する
 - 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する
 - 電気設備設計図
 - 機械設備設計図
- A3に縮小した原図(電子データを出力したもの1部)
- 製本(部)
- 縮小製本(部)
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 構造計算書
- 設備設計計算書
- 打合せ記録簿(監督員、計画通知申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ)の作成
- 委託業務に関する協議書の作成
- 公共建築設計者情報システム(以下、「PUBDIS」という。)の登録書(写し)

イ その他実施設計に必要な業務

- 業務完了報告書
 - 建物保全データの作成(部位登録整理表)
 - 環境配慮チェックシートの作成

評価は、東京都建築物環境配慮指針におけるエネルギーの使用の合理化の分野のうち、「建築物の熱負荷の低減」、「再生可能エネルギーの利用」及び「省エネルギーシステム」の3項目で行い、いずれの項目でも最高評価「段階3」を目指す。
 - 省エネ・再エネ東京仕様導入表の作成
 - リサイクル計画書の作成
 - 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
 - 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
 - 「東京都環境物品等調達方針(公共工事) (最新版を適用のこと) に準じて、(ア)から(ウ)までのチェックリストを作成(リサイクル計画書に添付)し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。
- また、環境物品等(特別品目)使用予定チェックリスト(東京都都市整備局)の分類において、「原則として使用する品目」については、これを使用した設計を原則とする。

- (ア)環境物品等(特別品目)使用予定チェックリスト(東京都都市整備局)
- (イ)環境物品等(特定調達品目)使用予定チェックリスト(東京都都市整備局)
- (ウ)環境物品等(調達推進品目)使用予定チェックリスト(東京都都市整備局)
- ☐ 都立建築物ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】の作成
- ☐ 都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインチェックリストの作成
- ☐ 景観配慮整備書の作成
 - ☐ 新築・改築・増築設計における景観配慮整備書の作成に当たっては、以下の基準に基づき作成する
 - ① 景観に配慮した都立建築物のあり方報告書(東京都財務局)
 - ② 公共事業の景観づくり指針(東京都都市整備局)
 - ③ 大規模建築物等景観形成指針(東京都都市整備局)
- ☐ 設計レビューへの協力業務(別記による)
- 成果物等の電子データを収めた CD-R の作成

ウ 追加業務

- 積算資料
 - 積算参考書
 - ※ 積算参考書の作成は原則として RIBC による。(RIBC(リビック)とは(一財)建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。)
 - 数量積算書
 - 工種別積算チェックリスト
 - 見積比較表
 - 見積書
 - 見積依頼先状況一覧表
 - 単価適用根拠(物価本等写)
 - 概算工事費(次年度予算要求用)
 - 工事費概算書(最終成果物)
 - 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び手続の協力(別記による)
 - ☐ 仮庁舎等の仮設建築物の設計及び関係法令に基づく申請手続きの協力
 - ☐ 許認可申請図書の作成及び申請手続きの協力
- ☐ 評定申請図書の作成及び申請手続きの協力
- ☐ 省エネルギー計画書の作成及び申請業務(標準入力法 PAL* / BEI)
 - 300 m²以上の新築、改築、増築
- ☐ 建築物環境計画書の作成及び申請業務
 - 延べ面積 2,000 m²以上の新築、改築、増築
- 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務
- ☐ 透視図の作成(アルミフレーム額入り)
 - 外観【周囲の街区等の景観含む】(鳥瞰図_____枚、見上げ図_____枚)
 - 内観_____枚(サイズ A2、特記事項_____)
- ☐ 模型製作
 - 縮尺(1/200)、主要材料(スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り)
 - ケースの有無(有)及び材質(アクリル樹脂)
- 省エネルギー計算書の作成(モデル建物法 PAL* / BEI)
 - 大規模改修
- ☐ 国庫補助申請に係る関係資料の作成(_____省補助)
- ☐ 設計 VE への協力業務(別記による)
- 既設排水管の調査(別記による)
- 外壁タイルの打診調査(以前調査した外壁劣化状況点検調査結果を元に足場等を使用しない範囲での調査とする)
- 北区条例・要綱等に関する協議、書類作成及び申請業務(関係法令上の調査検討及びその結果報告書の作成等)

エ 特別依頼業務

- ☐ デジタルテレビ放送受信障害予測調査(別記による)
- ☒ 石綿含有分析調査

材料の種類	箇所数	備 考
床材	3	
壁材	2	
天井材	3	
外部シーリング材	1	
配管ダクト 保温材	1	

※ 石綿分析調査仕様書による。

3.3 設計業務実施計画書

- (1) 受注者は、設計業務実施計画書を契約確定日より 14 日以内に監督員へ提出し、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 設計業務実施計画書の記載事項は、以下のとおりとする。
- ア 設計委託概要
 - イ 設計業務体制
 - ウ 2.2 に定める管理技術者等の通知
 - エ 設計方針(設計に当たっての考え方、注意点、主な検討項目等)
 - オ 3.4 に定める設計業務工程表
 - カ その他、監督員の指示する事項

3.4 設計業務工程表

- (1) 受注者は、監督員と協議のうえ、次の事項を盛り込んだ、設計業務工程表を作成しなければならない。
- ア 設計業務の進捗予定
 - イ 業務内容及びその報告時期
 - ウ 設備設計を適切に行うために必要な建築図面の範囲及び内容並びに建築図面の概成時期
 - エ 当該設計業務が設計 VE 又は設計レビューの対象である場合は、その実施時期及びその実施に必要な資料の内容
- (2) 受注者は、設計業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その都度監督員に変更設計業務工程表を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、設計業務工程表又は変更設計業務工程表に基づき設計業務を実施しなければならない。

3.5 現場実態の把握

受注者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

3.6 ~~プロポーザル方式により設計業務を受注した場合の業務履行体制~~

~~受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案した履行体制により当該業務を履行すること。~~

3.7 業務の処理

- (1) 受注者は、設計業務の予定及び内容について、設計業務実施計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。設計業務の進捗状況に応じて、各業務ごとに監督員に中間報告をし、十分な打合せを行うも

- のとする。
- (2) 実施設計に当たっては、設計目的に合致するよう別に定めた「設計説明書」に基づいて実施する。
 - (3) 業務処理の細部は、監督員の指示に基づき図面等の作成を実施すること。
 - (4) 構造計算は別に貸与する「構造設計指針」に基づいて実施するとともに、耐震性の検討をすること。
 - (5) 受注者は、監督員の指示に従い業務に必要な調査を行い関係法令に基づいて資料を作成するものとする。
 - (6) 受注者は、当該工事の範囲について監督員と連絡を取り、十分打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
 - (7) 受注者は、地盤報告書、耐震診断書その他業務に必要な資料及び基準等で発注者が貸与可能と判断したものについては、発注者から借り受けることができる。
 - (8) 図面の用紙及び縮尺は、監督員の指示を受けなければならない。
 - (9) 受注者は建設副産物の抑制に心掛けると共に、環境やリサイクルに十分に配慮すること。
 - (10) 業務が完了した後においても、発注者が行う工事監理及び工事の変更等に必要な調査、検討、軽微な資料の作成等については、協力するものとする。

3.8 設計業務の成果物

- (1) 受注者は、設計業務が完了したときは、遅滞なく 3.9 に定める成果物を設計業務完了報告書、設計業務委託完了届及び納品書とともに監督員に提出しなければならない。
- (2) 設計業務完了報告書の記載事項は、以下の通りとする。
 - ア 設計概要
 - イ 業務結果内容(設計方針に対する結果等)
 - ウ 3.4 に定める設計業務工程表(実施を朱書したもの)
 - エ 納品内訳書
 - オ 協議書
 - カ 打合せ議事録
 - キ その他、監督員の指示する事項
- (3) 受注者は、成果物に、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難しい場合は、その理由を明確にし、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、監督業務、監理業務等に当たり第三者が適切な指示を行えるよう、意匠、構造、積算及び設備等の設計内容がわかりやすいように、成果物を整理しなければならない。
- (5) 提出された成果物は、総務部営繕課に帰属するものとする。

3.9 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表 1 による。

3.10 検査

- (1) 受注者は、発注者に対して設計業務の完了を委託業務完了届により通知するときまでに特記事項に定める設計等の委託に係る書類を監督員に提出しておかなければならない。
- (2) 受注者は、検査日等の通知があった場合は、その検査に立会わなければならない。
- (3) 検査員は、監督員及び管理技術者の立ち会いのうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 設計業務成果物の検査
 - イ 設計業務管理状況の検査(設計業務の状況について、打ち合わせ記録等により検査を行う。)
- (4) 本件建築物の工事完成後 1 年及び 2 年以内に契約不適合に関する調査を発注者が行う際は、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は監督員の指示による。

3.11 守秘義務

- (1) 受注者は、設計業務の遂行に必要な場合を除き、監督員の承諾なく成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。
- (2) 受注者は、積算業務に係る資料については、第三者に漏えいしないように厳重な管理を行わなければならない。

3.12 秘密の保持等

- (1) 受注者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、監督員の承諾を受けた場合を除き、設計図書等や施工の記録等を設計業務の目的以外に使用してはならない。

別表 1 設計業務の成果物等及び提出部数(その 1)

	成果物等	部数	電子データ	仕様・備考
	設計業務実施計画書	1 部	■	計画書の内容は、3.3 に示すとおりとする。
設計図書	設計図の原図(A1 版)	1 部	■	
	A1 を A3 に縮小した原図	1 部	■	
	製本	1 部	—	
	縮小製本	5 部	—	
	特記仕様書	1 部	■	
計算書	構造計算書	1 部	■	昇降機改修及び太陽光発電設備設置に関する検討報告書
	設備設計計算書	1 部	■	
積算	積算資料(積算参考書)	1 部	■	RIBCデータ
	概算工事費(次年度予算要求用)	1 部	■	
	工事費概算書(最終成果物)	1 部	■	
	数量積算書(工種別積算チェックリスト共)	1 部	■	
	見積依頼先状況一覧表	1 部	■	
	見積比較表	1 部	■	
	見積書	1 部	—	業者見積は、3 社以上
	単価適用根拠(物価本等写)	1 部	—	
行政届出	建築基準法等関係法令に基づく図書	1 部	■	
	許認可申請図書	1 部	■	
	評定申請図書	1 部	■	
	省エネルギー計画書	1 部	■	300 m ² 以上
	建築物環境計画書	1 部	■	2,000 m ² 以上
	緑化計画書	1 部	■	(敷地 300 m ² 以上)
	設計業務完了報告書	1 部	■	報告書の内容は、3.8 に示すとおりとする。
業務書類	委託業務に関する協議書	1 部	■	
	打合せ記録簿(監督員、計画通知申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ)	1 部	■	
	PUBDIS 登録書(写し)	1 部	■	

※ 電子データの項に■印のついた項目については、原則として電子データも併せて提出しなければならない。

注 1; 電子データ作成の要領は、監督員と協議する。

注 2; 受注者は、電子データの作成範囲について、設計業務着手時に監督員と協議する。

別表 1 設計業務の成果物等及び提出部数(その2)

	成果物等	部数	電子データ	仕様・備考
その他 提出物	工事工程表	1部	■	
	建物保全データ(部位登録整理表)	1部	■	
	環境配慮チェックシート	1部	■	
	省エネ・再エネ東京仕様導入表	1部	■	
	リサイクル計画書	1部	■	
	再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用	1部	■	
	再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用	1部	■	
	環境物品等(特別品目)使用予定(実績) チェックリスト(東京都都市整備局)	1部	■	特別品目を選択した場合
	環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績) チェックリスト(東京都都市整備局)	1部	■	特定調達品目を選択した場合
	環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績) チェックリスト(東京都都市整備局)	1部	■	調達推進品目を選択した場合
	都立建築物ユニバーサルデザイン 導入整備書【実施設計】	1部	■	
	都立建築物ユニバーサルデザイン 導入ガイドラインチェックリスト	1部	■	
	景観配慮整備書	1部	■	
	設計レビュー資料	1部	■	
	成果物の電子データを収めた CD—R	1部	■	別に定める仕様による
	透視図・写真	1部	■	
	模型・写真(1/100程度)	1部	■	電子データは写真のみ JPEG
	省エネルギー計算書(大規模改修)	1部	■	モデル建物法で算出
	補助申請に係る関係資料	1部	■	
	設計 VE 資料	1部	■	
	デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書	1部	■	「デジタルテレビ放送受信 障害予測調査」による
	既設排水管調査報告書	1部	■	
	アスベスト含有建材調査報告書	2部	■	
	外壁タイル打診調査報告書	1部	■	
	北区条例・要綱等に関する協議、書類作成及び申 請業務(関係法令上の調査検討及びその結果報告 書の作成等)	各1部	■	みどりの条例 雨水流出抑制施設要綱 居住環境整備指導要綱 景観づくり条例 等

※ 必要な成果物等の部数を記入し、不要な成果物等は二重線で削除する。電子データの項に■印のつ
いた項目については、原則として電子データも併せて提出しなければならない。

注 1; 電子データ作成の要領は、監督員と協議する。

注 2; 受注者は、電子データの作成範囲について、設計業務着手時に監督員と協議する。

別表 2 図面内訳(標準)

		図 面	標準縮尺	備 考
建築設計図	意匠	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 敷地求積図 配置図 面積表 仕上表 平面図(各階) 立面図(各面) 断面図 矩計図 詳細図 (平面詳細図) (断面詳細図) (部分詳細図) 展開図 天井伏図 建具キープラン 建具表 工作物等詳細図 外構平面図 外構詳細図 植栽図 仮設計画図(指定仮設) 仮設計画図(参考図) 工事費概算書 各種計算書 その他計画通知申請に必要な書類	1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/100(200) 1/100(200) 1/20(30) 1/20(30) 1/50(100) 1/100(200) 1/200 1/50(100) 1/200 1/20(30,50)	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて建物求積図を作成する その他、共用部を含めた各所室の面積 一覧表を作成する 必要に応じ 1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/50 を用いることができる。 配置図又は外構図と組み合わせること ができる 必要に応じ 1/300、1/500 又は 1/600 を 用いることができる 外構図と組み合わせることができる 参考図と組み合わせることができる 必要に応じて図面に記載する
	構造	構造共通図 杭・基礎・基礎梁・床版伏図 各階伏図 軸組図 断面リスト 配筋リスト 配筋詳細図 標準詳細図 基礎配筋図 各部配筋図 鉄骨詳細図 工事費概算書 各種計算書 その他計画通知申請に必要な書類	1/100(200) 1/100(200) 1/100(200) 1/30(50) 1/20(30) 1/20(30) 1/30(50) 1/30(50) 1/20(30)	 必要に応じて図面に記載する

注;詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
機械設備設計図	給排水、衛生、ガス	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 器具表 系統図 屋外設備図 機械図(高置水槽、補助受水槽等) 平面図(各階) 詳細図・断面図 工事費概算書、各種計算書 その他計画通知申請に必要な書類	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 便所・機械室等
	空調	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 系統図(ダクト) 平面図(ダクト)(各階) 系統図(配管) 平面図(配管)(各階) 自動制御設備 機器表・システム図 ・動作ブロック図・平面図(各階) 詳細図・断面図 工事費概算書、各種計算書 その他計画通知申請に必要な書類	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて屋外設備図を作成 必要に応じて屋外設備図を作成 機械室等
	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 仕様一覧表 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 かご内詳細図 監視設備詳細図 設置平面図・設置断面図 工事費概算書、各種計算書 その他計画通知申請に必要な書類	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 機械室平面図含む 監視盤図、配線図等含む エスカレーター設備の場合

注;詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

別記 計画通知等申請図書の作成及び手続きの協力

- 受注者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、手続きへの協力を行わなければならない。

ア 計画通知等の申請図書の作成

- (ア) 受注者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。
- (イ) 計画通知やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「計画通知等」という。）申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容の契約不適合は、受注者の責任において、修補しなければならない。
なお、これらにかかる申請手数料は受注者の負担とする。

イ 計画通知等の申請手続き業務への協力

- (ア) 受注者は、計画通知の申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。
- (イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は、監督員と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 省エネ適合性判定を伴う場合は、計画通知を所管する行政庁又は登録省エネ判定機関のいずれかに申請するものとする。
- (エ) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、計画通知の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。
- (オ) 当初の計画通知等の申請手数料は、受注者の負担とする。

ウ 計画通知に伴う関係条例等の申請図書及び手続き業務への協力

- (ア) 受注者は、計画通知に伴う関係条例等の申請図書及び手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。
- (イ) 関係条例等については監督員の指示による。

別記 既設排水管の調査

- 受注者は、当該設計業務の対象施設の既設排水管について、設計業務の基礎的な資料とするために以下に示す方法にて、現況調査を実施しなければならない。

1 調査方法

- ア 竣工図による調査
- イ 現地目視調査
- ウ 柵及び配管内高圧洗浄、工業用内視鏡による配管管内調査

2 内視鏡による調査範囲

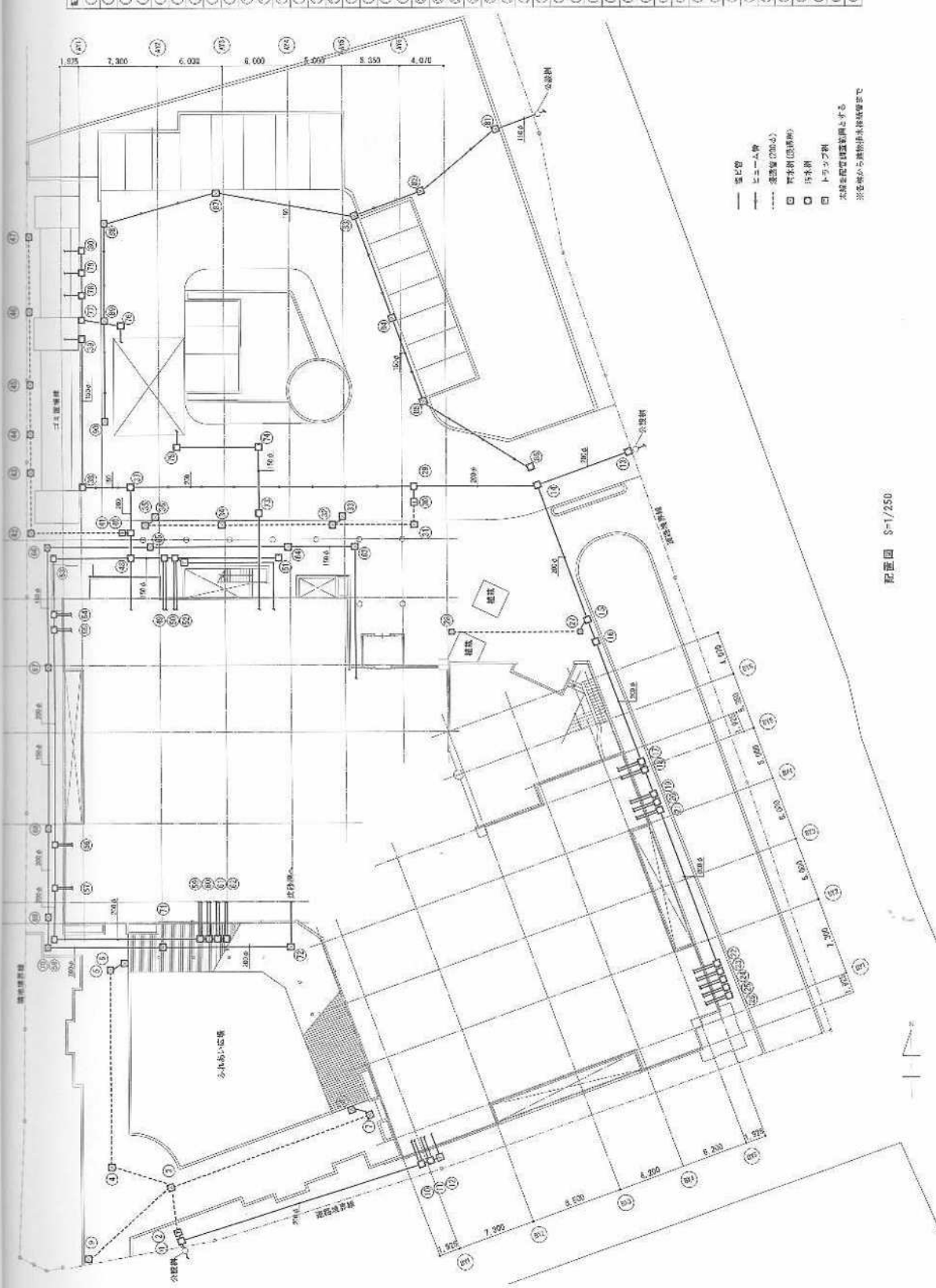
排水系統調査範囲（別添、外構排水配管図参照）

3 調査項目

- ア 既存排水管の経路
- イ 柵劣化破損状況、接続管接続状況
（不具合箇所については詳細調査）
- ウ 柵深さ測定
- エ ピット内配管劣化状況
（不具合箇所については詳細調査）
- オ 配管内劣化破損状況、勾配不良等の不具合の有無
（不具合箇所については詳細調査）

4 報告書類

- ア 調査の概要
- イ 使用機材
- ウ 現況配管経路図及び柵リスト
- エ 目視及び内視鏡調査報告書
 - ・調査範囲、不具合箇所の位置をプロットした図面及び写真
 - ・不具合内容詳細
（配管・柵接続管亀裂○c m、柵・インバート破損状況及び範囲、汚水滞留範囲、配管腐食状況等具体的に記載）
- オ 写真及び動画を収めた DVD-R の作成
- カ 提言書（調査結果の説明及び不具合解消対策についての意見書）



番号	サイズ	単位	番号	サイズ	単位
1	1800 × 1800	床面積	61	2200 × 7000	柱位置
2	1800 × 1800	柱位置	62	2000 × 6000	柱位置
3	1800 × 1800	柱位置	63	2000 × 6000	柱位置
4	2400 × 1800	柱位置	64	1800 × 1800	柱位置
5	1800 × 1800	柱位置	65	1800 × 1800	柱位置
6	1800 × 1800	柱位置	66	1800 × 1800	柱位置
7	1800 × 1800	柱位置	67	1800 × 1800	柱位置
8	1800 × 1800	柱位置	68	1800 × 1800	柱位置
9	1800 × 1800	柱位置	69	1800 × 1800	柱位置
10	1800 × 1800	柱位置	70	1800 × 1800	柱位置
11	1800 × 1800	柱位置	71	1800 × 1800	柱位置
12	1800 × 1800	柱位置	72	1800 × 1800	柱位置
13	1800 × 1800	柱位置	73	1800 × 1800	柱位置
14	1800 × 1800	柱位置	74	1800 × 1800	柱位置
15	1800 × 1800	柱位置	75	1800 × 1800	柱位置
16	1800 × 1800	柱位置	76	1800 × 1800	柱位置
17	1800 × 1800	柱位置	77	1800 × 1800	柱位置
18	1800 × 1800	柱位置	78	1800 × 1800	柱位置
19	1800 × 1800	柱位置	79	1800 × 1800	柱位置
20	1800 × 1800	柱位置	80	1800 × 1800	柱位置
21	1800 × 1800	柱位置	81	1800 × 1800	柱位置
22	1800 × 1800	柱位置	82	1800 × 1800	柱位置
23	1800 × 1800	柱位置	83	1800 × 1800	柱位置
24	1800 × 1800	柱位置	84	1800 × 1800	柱位置
25	1800 × 1800	柱位置	85	1800 × 1800	柱位置
26	1800 × 1800	柱位置	86	1800 × 1800	柱位置
27	1800 × 1800	柱位置	87	1800 × 1800	柱位置
28	1800 × 1800	柱位置	88	1800 × 1800	柱位置
29	1800 × 1800	柱位置	89	1800 × 1800	柱位置
30	1800 × 1800	柱位置	90	1800 × 1800	柱位置
31	1800 × 1800	柱位置	91	1800 × 1800	柱位置
32	1800 × 1800	柱位置	92	1800 × 1800	柱位置
33	1800 × 1800	柱位置	93	1800 × 1800	柱位置
34	1800 × 1800	柱位置	94	1800 × 1800	柱位置
35	1800 × 1800	柱位置	95	1800 × 1800	柱位置
36	1800 × 1800	柱位置	96	1800 × 1800	柱位置
37	1800 × 1800	柱位置	97	1800 × 1800	柱位置
38	1800 × 1800	柱位置	98	1800 × 1800	柱位置
39	1800 × 1800	柱位置	99	1800 × 1800	柱位置
40	1800 × 1800	柱位置	100	1800 × 1800	柱位置

配置図 S-1/250

石綿分析調査仕様書

北区 営繕課

目 次

1. 総 則	1
2. 分析調査の内容	1
3. 適用基準等	2
4. 調査の実施	2
5. 分析調査報告書の内容	3
6. 業務の処理	3
7. 成果物（報告書）の提出	3

1. 総 則

- (1) 本仕様書は、吹付け石綿及び石綿を含む建設材料(以下「石綿含有材料」という。)を使用する建築物その他の施設の石綿の分析調査に適用する。
石綿含有材料はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。
石綿含有材料の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等(石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材)及び石綿含有成形板等で「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」(東京都環境局)による。
なお、既に封じ込まれている石綿含有吹付け材等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。
- (2) 受注者は、監督員(発注者が監督員として、受注者に通知した北区職員)との協議及び指示等により、委託業務を行うものとする。
- (3) 本分析調査に際しては、監督員その他関係機関と十分打合せを行うこと。

2. 分析調査の内容

分析調査の内容は、以下のとおりとする。

(1) 試料採取

別紙図面に記されている試料採取場所の建材を採取する。

ア 試料採取量

試料の採取量は、定性及び定量分析調査を適切に行うために必要となる分量以上とする。

イ 試料採取方法

(ア) 試料採取場所で試料採取箇所を決定する。

(1検体あたり3箇所程度より採取)

(イ) 試料を採取し、容器に入れ密封する。

(ウ) 容器に試料番号・採取年月日・採取建物名・採取場所・採取部位、その他必要事項を記録する。

(2) 分析試験

採取した試料は、X線回折または顕微鏡による定性分析方法によって、石綿の有無を確認する。

また、「石綿含有」と判断された試料について、石綿の量が微細のものについては、石綿の定量分析を行い、石綿含有率の測定を行う。

ア 定性分析方法による測定

すべての分析検体を対象とする。

イ 定量分析方法による測定

定性分析法により「石綿含有」と判断されたものの内、10本若しくは10粒子未満の試料を対象とする。

(3) 報告書作成

試験分析結果について報告書を作成し、提出する。

3. 適用基準等

受注者は、調査業務の実施にあたって、以下の基準等に基づき行うものとする。なお、各基準は契約時の最新版を用いる。また、記載以外の基準等を使用する場合は、監督員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

- (1) 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

(JISA1481-1 JISA1481-2 JISA1481-3 JISA1481-4 JISA1481-5: 2021)

- (2) 「建材中の石綿含有率の分析方法について」

(厚生労働省労働基準局 基発第 0821003 号)

- (3) 「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」

- (4) 「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」

4. 調査の実施

- (1) 受注者は、石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習を修了したもので、調査員等の指揮を行う職務の者をいう。)を定め、監督員へ通知しなければならない。
- (2) 石綿作業主任者は、関係法令等を遵守し、作業者が特定石綿等の粉じんにより汚染されないよう作業方法を決定、指揮すること。
- (3) 受注者は、事前に調査に関する分析調査計画書を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、各建物の施設管理者等への連絡について、監督員の指示に従わなければならない。
- (5) 石綿含有率等の分析方法は、原則として「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(JISA1481-1 JISA1481-2 JISA1481-3 JISA1481-4 JISA1481-5)により行うものとする。なお、別の分析方法を使用する場合は、監督員と協議のうえ、承諾を得なければならない。
- (6) 試料の採取後の補修・清掃は、監督員と協議のうえ受注者の責任において行う。
- (7) 天井材等囲まれている個所の試料の採取は、天井材等を一時撤去して行い、採取後は原型に復さなければならない。
- (8) 調査、試料の採取については、施設利用者及び職員等の執務に影響を与えないよう注意して行わなければならない。
- (9) 採取に際して、石綿飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤(固形材)散布し、粉じんが飛散しないよう補修すること。
- (10) 試料の採取に必要な消耗品、脚立足場、梯子等は受注者の費用負担とする
- (11) 調査業務に必要な電力・用水は当該建物の使用を認める。ただし、節約に努めること。
- (12) 調査、分析で使用した試料は受注者の責任において処分すること。
- (13) 写真撮影等は、デジタルカメラにより撮影し、撮影したものを特定するために件名、受注者、撮影年月日、撮影箇所を記載し、記録内容がわかるようにすること。
- (14) デジタル写真は、原則として写真データへの加工を認めない。ただし、監督員の承諾を得た時は、全体の明るさ、コントラストの補正は認める。その場合は、補正をしたことがわかるファイル名をつけ、操作状況を説明したテキストファイルを作成すること。

5. 分析調査報告書の内容

分析調査報告書の内容は、以下のとおりとする。なお、報告書作成に際しては、監督員と協議して行うこと。

- (1) 調査概要
- (2) 調査内容
 - ・ 受注者
 - ・ 管理技術者及び石綿作業主任等
 - ・ 調査方法
 - ・ 使用機材等
- (3) 分析調査結果
 - ・ 採取年月日
 - ・ 採取場所(室名等)、採取部位(天井等)、試料番号
 - ・ 採取場所の特定できる写真(採取前・採取後、分析試料)
 - ・ 試験分析結果
 - 試料採取履歴
 - 試料粉碎方法
 - 使用した測定機器
 - 試験検査結果
 - 定性分析(石綿の成分確認:顕微鏡拡大写真チャート等添付、試料及び標準含む)
 - 定量分析(残渣率・低減の方法等)
 - 測定年月日
 - 測定機関
- (4) その他、監督員が指示する事項

6. 業務の処理

- (1) 受注者は、業務内容に疑義を生じたときは、速やかに監督員と協議のうえその指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督員に中間報告をし、十分な打合せをすること。
- (3) 受注者は、監督員が進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (4) 受注者は、建物管理者や関係機関との打合わせを行った場合、その内容について監督員に報告しなければならない。
- (5) 受注者は、試料の採取状況等について写真撮影等により記録をし、整理して提出しなければならない。
- (6) 試料採取に際しては、採取者が石綿粉じんを吸い込まない措置を行い、調査すること。

7. 成果物(報告書)の提出

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の報告書を提出しなければならない。

- (1) 分析調査報告書(A4判製本) …2部
- (2) 分析調査報告書の原図(電子データ共) …1部